



第十卷 第三號

大正十四年七月一日發行

(通卷第三十九號)

研 究

柳澤吉保の一面(上)

文學博士 辻 善之助

凡そ國史の中に於て、奸臣といはれ佞臣と稱へらるゝものゝ數々ある中に、近世に於ては、柳澤吉保と田沼意次との二人の如きは、その最も甚しきものであらう、田沼意次については、先年小著「田沼時代」をものして、聊か彼の爲めに辨じたこ

とがあつた、彼に對する惡評は、畢竟その積極政
策の失敗と、一面には彼の德望の缺けたによるこ
とであつた、吉保に至つては、頗る意次と其趣を
異にし、たゞに元祿時代の政治の惡弊の責任を悉
く背負はされたのみならず、尙將軍綱吉との私

關係、並にその内行にまで立入つて、きびしい悪評を受けたのである、之については、既に多少研究論議せられたものであるやうであるが、予はこゝに、彼の一面即精神生活の上より、少しく考察を試みやうと思ふのである。

吉保は、その父安忠の代から、館林の綱吉に仕へ、延寶三年父の隠居の後をついで、祿百五十石及び藏米三百七十俵を食み、小姓組番頭といふ職であつた、延寶八年に綱吉が將軍となるに及び、

之に従うて幕臣となり、御小納戸役となつた、時に年二十三であつた、翌天和元年三百石を加増せられ、藏米を祿高に改められ、すべて八百三十石を食み、その後益々加増せられて、元祿七年に武藏川越の城主となり、七萬二千石を領した、同年老中格となり、十一年には席次老中の上に進み、十四年には松平の稱號と將軍の一字名を賜はり、柳澤出羽守保明を改めて、松平美濃守吉保と稱し

寶永元年には甲府城を賜はり、すべて十五萬石餘を領するやうになつた、甲府の地は形勢の樞要なるによつて、幕府の創立以來、概ね徳川の一族親藩のものを以て之に封じ、臣下を以て之に封ずることはなかつた、吉保の之に封せられたのは、最も異數に屬することである、同六年綱吉の薨じて後、吉保は隠居し、入道して號を保山といひ、正徳四年に駒込の別莊に於て卒した、年は五十七歳であつた。

かくの如く、吉保は綱吉の異常なる寵遇を得て僅かに數百石の微祿より、十五萬石の大名に進み一族もまたその餘澤を受け、權威之に並ぶものなく、榮達一世に加ふるものなき有様であつた、故を以て、世間に於て色々の評が出た、或は吉保は己れの妻妾の色を以て、綱吉に薦め、その縁によつて、寵遇を恣にしたのであるといふ風評をさへいひふらした、この種の風説は、比較的古くより

世にひろがり、吉保の在世中にも夙く之を傳へたと見え、太宰春臺の著したといふ三王外記に、既にこのことを記して居る、その後、護國女太平記とか、日光邸夢枕とか、いろ／＼の傳奇小説に類するものが出て、盛に悪罵の筆を弄し、全く奸佞の人となし了したのである、殊に元祿の悪政といはるゝ生類憐みの令及び貨幣の改鑄の如きは、皆吉保の裁量に出たものとして、その全責任を嫁せられたのである。

此等吉保に對する悪評の幾分は、事實に對する想像虚構又は誤傳より出たことも少くはないことと思はれる、その一例を擧げて見るならば、寶永二年閏四月十五日に、將軍は吉保父子を召して、手づから甲州三郡一圓を賜ふの朱印狀を與へた、その文言の内に、「依眞忠之勤」云々といふ一句があつた、この文言は、將軍が林大學頭信篤に命じて書かしたものであるが、この事について、折

たく柴の記には、何故にかゝる「世にためしなき事共をば記してまゐらせたりけん」と新井白石が問うた處、信篤の答に、其時に當りて「いかんそ彼朝臣の望には任せざる事の候べき」と答へたとある、即吉保自らこの文言を所望して、朱印の中に入れしめたといふのである、然しながら、此話には、頗る不自然なるの嫌がある、これを吉保の日録なる樂只堂年録について見るに、この文言は初め將軍が林信篤に命じて書かした時に、その案文には、政務勤勞とあつたのを、それでは普通の文言に過ぎないから「眞忠之勤」といふ詞に改めるべきやう命じたとある、これでこそ如何にも尤もなことと思はれる、樂只堂年録といふは、延寶五年より寶永六年に至る三十三年間の、吉保の日録で、その原本は、今柳澤伯備家に藏せられてある、初めは吉保の高祖の代即永正大永より、父安忠の代天和眞享に至るまでの履歷につゞき、吉

保の誕生よりその十八歳で、奉公してより後、年々月々毎日自記する所の家記靜壽堂家譜といふものがあつたのであるが、元祿十五年四月、神田橋の邸が焼けたときに、なくなつたのを遺憾に思ひ、その後材料を搜索し、故老に尋ね、また家中の舊記を徴して、荻生徂徠、小田政府等の儒臣をして編輯せしめたのが、樂只堂年録である、樂只とは詩經の國風周南の樛木篇に、樂只君子福履綏之とあるより取つたものである、この書は、舊幕時代には、柳澤家に於ては家祖の日記であるといふので、其家臣と雖も容易に見ることを得ず、年録係と稱するものゝ外は覗くことも許されなかつたものだといはれる、吉保研究の史料としては、必須缺くべからざるものである。

この外、吉保に關しては、種々の風説が傳へられてあるが、中にも、將軍綱吉が、吉保に百萬石の墨附を與へやうとした所、井伊掃部頭が、御臺

所にすゝめて、將軍を寢室に於て殺害せしめたといふ説、または吉保の子吉里が、實は綱吉の落胤であるといふ説の如きは、いづれも根據甚だ薄弱なるものであつて、容易に信すべからざるものである、此等の説については、甲斐少將吉保朝臣實紀と稱する書に、詳に辨じてある、この書は、名の如く吉保一代の事績を録したもので、本篇八十一冊附録十九冊あり、明治三十年の頃、坂田諸遠の著にかゝる、著者は九州の人で、柳澤家には縁故のない人であるが、弘化三年正月廿五日、小石川春日町における朽木泰綱の亭に於て、書籍交換の集會の席上、寛政重修諸家譜の内柳澤家の系譜を見て、その世に傳ふる所と趣を異にするを知り、かの傳説に誤の多かるべきを察し、之を正さうといふ考を起した、たまく、ある人より柳澤家には吉保が荻生茂卿等を相手に親撰した樂只堂年録と題する百卷ばかりの日記があるけれども、其本

は、祕書であつて、其藩臣と雖も縦覧することは、むづかしいと聞きて、之を渴望すること久しかつた、其後いろいろの縁故を求めて、之を見んことを

求めたけれども、容易には許されなかつたが、明治三年の頃に至り、終にある縁故をたゞつて、樂只堂年録抄本その他數部の柳澤家に關する書籍を借覽する事を得たけれども、年録は抄本であつたが爲めに、頗る隔靴搔痒の感に堪へなかつたのを、終にまた許されて、その完本を縦覧することを得て、五十二ヶ年の宿志を遂ぐるを得た、これよりこの本を基として、甲斐少將吉保朝臣實紀百冊といふ大部の書を編纂したのである、この本の原稿は今南癸文庫に保管せられ、その寫は柳澤伯爵家にあり、史料編纂掛にもその複寫本を藏して居る、この書は吉保の事蹟について、微に入り細を穿ち、殊に從來の傳説辨誤については、最も力を注いで居る、吉保の私的方面に關する事蹟の研

究については、今は姑くこの書に譲り、こゝには省略に従ふておく。

さて吉保の公的方面においては、貨幣改鑄と、生類憐みの令と、この二つは、吉保の最も世の惡評を受くる所のものである、貨幣の改鑄は、元祿八年と寶永三年の二回に行はれたが、寶永年度には吉保は大老格として庶政を裁斷したこともあり、これに對しては、吉保は全責任を負はねばならぬ、然し元祿度に於ては、吉保はまだ老中格で後に所謂側用人であつたことでもあり、改鑄の事は、老中阿部豊後守政武總奉行となり、若年寄加藤佐渡守明英之に副として行うたのであつて、側用人たる吉保は、たゞ之を取次いたゞけのことであるから、其責任はいくらか軽いともいひ得る、然しながら、當時は形式政治弛廢して、實際の權力が側用人に歸したことは、恰も平安時代に大臣太政官は形式にのみ携はつて、實權は藏人、また

は時代が降つては院の執權に歸したやうな類であるから、側用人たる吉保に、全然責任がないとはいへないのである、而かも之に對する新井白石の

批評の如きは、之を今日より見れば、必しもその全部を承認すべきものでもないと思はれる、元祿寶永の貨幣政策は、一時の便宜主義には相違ないのであつて、之をその結果より見れば、もとより失敗である、而かも之に對する白石の改革も、亦一時の反動と見るべきもので、これとても、その結果より見れば、失敗であつた、即ち八代將軍の時に、元文年間にはまた逆戻りをしたのである、元祿當時經濟財政の逼迫は、國內金銀産出の自然減少と、内國産業の不振に原因せる貿易入超、正貨流出とによるものであつて、八代將軍の時、やう／＼之に氣がつき、産業獎勵につとめ、ついで田沼時代に至つて、大に積極政策をとつて財政救済を圖つたのである、貨幣の事のみを云々するは

抑末である、されば白石と雖も、この點に於ては批評を免れないのである。

生類憐みの令は、吉保がまだ小納戸在勤中のことで、全く政治に容喙すべからざる地位に居つたときの事である、この令は、全く將軍綱吉の意中より出たことであるらしい、源公實錄一名柳澤家祕藏實記に、八代將軍の時林大學頭より常憲院實紀を將軍の覽に供した、その中に、生類憐みの令は吉保及び松平輝貞の心得違より出た事のやうに記してあつたのを、八代將軍が見て、中々常憲院はこの事を二人に任せらるべしとも思はれず、これには常憲院の深い思召のあつたことであらうからその所の文を直すべしとて、之を下げたといふやうに記してある、護園雜話にも、憲廟實錄は吉保が、報恩の爲めに徂徠に命じて編せしめたものである、その中に、常憲院が犬好き並に殺生を忌んだことを吉保の勧めによつてしたことのやうに

書いてあつたのを、吉保が見て、かやうな事は自分かすゝめてしたことではないが如何と申した處、徂徠のいふには、君の過は臣の受くべき事であると言へたれば、吉保稍思案の體で、如何にもさ

やうな事も有らうかと申したといふことがある、されば、この生類憐の令について、吉保に責任を負はするは酷に失するといふべきであらう、また源公實録には、この令について、吉保の辨解を載せて、將軍が生類を人に替へるが如く取沙汰する

は大なる心得違である。將軍は殊の外廉直であるによつて、人々に少しでも間違つたことがあれば自分の心に引比べて、強く之を咎める、その爲めに生類憐の令も嚴しく之を勵行する、それを背けば、重き事にも輕き事にも限らず、上意に背くといふ心は同じことであるにより、嚴罰に處するのであるといつたのである、吉保がこの令について、一意たゞ將軍の意を奉するに忠實であつたことが

知らるゝのである、吉保はたゞまめしく實直に、將軍の意に従うたのみである、さればどうして、吉保に全然その責なしとはいへないのである。

然しながら、吉保は果して、かゝる人民の休戚に關する問題について、將軍を輔弼するとか、または國家財政の經綸に任ずるが如き大器量の人であつたか否か、こゝに彼を精神生活の上より聊か觀察してみようと思ふ。

吉保は二十歳の時、始めて龍興寺の竺道祖梵に參じてより、日久しく參究し、竺道入寂の後、江戸澁谷の東北寺の洞天、龍興寺の雲巖、江戸市ヶ谷の月桂寺の碩秀、南禪寺金地院の普濟、黄檗の高泉、豊前小倉福聚寺の法雲、黄檗の千呆、悅山悅峯等と方外の交を結び、禪道の上に深き造詣があつたと稱せらる、その參禪の狀況は詳かに彼れ自ら編する所の勅賜護法常應錄鈔に載せてある。

これによつて、一面彼の人格の上に稍異つた觀察を下し得るものあるやにも考へられる、彼は果していかほど禪學の修養を積んだか、その造詣は果して如何ほどあらうか。

吉保は、少より起居動靜の上に、何ものか之に主たるものあるべしとの疑を起して、年月を過したが、ある人の勧めに従ひ、延寶五年二十歳の時妙心寺派江戸小日向龍興寺の竺道祖梵に參じ、雲門の須彌山の公案（僧雲門に問ふ、不起一念還つて過ありや、也た無しや、門曰く須彌山）を授かつた、龍興寺は、夫人定子の實家會唯家の菩提寺であつた、その因縁によつて、竺道との關係が結ばれたのである。竺道祖梵は、貞享元年四月に寂したので、吉保はその嗣雲巖全底について參見し爾來工夫を用うることに十有餘年に及んだが、また悟得する所がなかつた、（勅賜護法常應錄抄、樂只堂年錄）、（以下常應錄劔及び年錄と略稱す）

ある時雲巖に書を贈つて曰く、

貴箇忝拜閱、先日は雨天之所に、御來齋忝存候、されども何之御馳走も不申、残念之御事に候、御思召寄御細簡、誠に不淺忝次第御座候、須彌山之工夫いまた志眞實にいたりかたく、是のみ氣の毒に打過申事に候、志他念なくは、如何様筆談にも可申入候、近比ノ御思召寄蒙仰、御厚情之程可申入様も無御座忝存候、只今退出、乍自由早々申留候、早々

三月廿日

柳澤出羽守

雲岩大和尚

（龍興寺文書）

ある時また、東北寺の洞天慧水について、雑念退治の方を問ひ、その垂示を蒙つた、洞天は有名なる妙心寺愚堂國師の弟子で、後に江戸東北菴の至道無難禪師に従ひ、終に其寺に主となつた、吉保の異父弟虎峰玄章が其弟子となつた緣故をもつて居る、（常應錄抄、吉保朝臣實紀）

元祿五年四月十七日、初めて黄檗の高泉を見、法要を問うた、高泉は六祖より明上座に示した不

思善、不思惡、正與麼時、那箇是本來面目的話頭を擧して、之に參せしめた、また吉保の、心念紛飛せば、如何か工夫を用ひんと尋ねたに對して、答問の書を草し、參禪の時、雜念遂に起るは、此他なし、乃ち死の心切ならざるが故也と答へた、尙別に書を寄せて、深知爲法之志不異於唐之裴丞相也と賞讚した、裴丞相は裴休、字は公美、黃檗の希運より法を傳へ、自ら傳心法要を作つた人である、高泉は懇切に吉保に示して、輔政の暇に、前に授くる所の話頭を以て、密々之に參せよ、自然省悟の時あらん、人の行路の如し、豈到家の日なからんや、但悟りを待つ心の心あるべからず、却て障礙あらん、省悟の時まさに消息を通せよと、切望した、(常應錄鈔)

この頃に至つて、吉保は頗る禪に對する興味を覺えたらしい、喜んで禪の問答を聞いた、高泉と初めて相見の時、高泉と其弟子等の問答をも、わざ

／＼年録の中に載せて居る、同じ元祿五年十二月廿日に、岳父の供養に衆僧を招請し、その時十二人の偈をも一々年録に載せて居る、六年四月五日將軍の吉保の邸に御成の時、拜領の虛堂の墨蹟の文言をも、年録に記して、一々振假名をつけて居る、同日また濟松寺の長老祖玉、東北寺の洞天を聽衆とし、龍興寺の雲巖をして、將軍の御前に、僧衆十九人と問答せしめた、この後、將軍御成の時禪の問答を聽くこと屢であつて、一々録するに違ないほどである、同年九月十七日、父の七回忌に、月桂院に僧衆五十八人を集めて、禪の說法を爲さしめ、自ら之に參詣して、祭文を朗讀した、その文は年録に載せてあるが、一々振假名をつけてある、その時の碩秀和尚の法語にも、亦振假名をつけてある、これ等の振假名は何の爲めにつけたものであらうか、恐らくは妻妾等に聽かせる爲のものではあるまいか、將軍綱吉が、自ら經書の

講釋をして得意がつて居たが如く、吉保も禪文字を弄して之を喜んで居たのであらう、問答を聴くのも、殆ど一種の遊戯娛樂に近かつたのである、

(年録)

元祿七年閏五月、小倉の廣壽山福聚寺の法雲が江戸に來た、吉保之を招請して道話を交し、法雲はその問答を録して贈り來つた、福聚寺は小倉城主小笠原忠真が、即非に歸依して、爲めに建てた寺で、即非はこの寺を開き、居ること四年にして法雲をして之を嗣がしめ、自らは長崎に歸つたのである、この頃、吉保はさきに竺道和尚より授かつた雲門の須彌山の公案について工夫を凝してゐたが、七年七月十七日に省得する所あり、書を東北寺の洞天に送つて所見を呈した、その文は常應錄鈔に載せてあるが、龍興寺文書には、之と殆ど全く文意を同じくして、假名交りに延べ書したものがあつた、その文に

問雲門、不起一念、還有過、也無、門云須彌山、工夫スルニ、不起一念ト問フ意ハ、則チ須彌山、須彌山ト答フル意ハ則チコレ不起一念、問ヒ答フルトコロ、譬バ鐘ヲ打テ響クガコトシ、鐘ニ響アルコトハ打ザル前ヨリ備ハレリ、然レバ不生不滅ニメ、言ニ出ス前ヨリ、不起一念ノ問アリ、須彌山ト言ヌ前ヨリ、須彌山ノ答アリ、問ヒ答フル心ヨリ、思慮ニウツル時ハ是凡心、シカレバ即心是祖意、コ、ニオイテ疑ナキコト文字言語ニ及ブベカラズ、

さきに竺道より公案を授かつてより、是に至つて正に十八年である、洞天はこの見解に對して、答語を送り、平常一箇須彌山、双肩擔二十年、一旦當機猛省、直與雲門大師相見、胸襟洒々、快活快活、起居動靜、善惡邪正、公私匆忙之上、都須彌山之當體、更無二無別云々と稱讚して之を許可し、衣拂を授けた、(常應錄鈔、年録)

同日また右の見解を以て、南禪寺金地院の普濟

禪師に呈した、普濟名は崇寛、字は剛室、元祿四年六月二十六日、佛慈普濟禪師の號を特賜せられた人である、普濟は洞天ほごに容易くは許さなかつた、涉思量底、捨傲凡心、凡心聖心早成兩箇了、莫向雲門句下討着と評した、吉保は之に對して、更に答語を呈したけれども、普濟は尙許さなかつたものゝやうである、(常應錄鈔)

吉保は、更にこの見處を高泉に呈した、高泉は之に對して大居士工を用うる已に久しく、見處無きにあらず、而かも述ぶる所は未だ嘗て是ならず然れども只聰明知見の中に涉る、而して鐘響の譬亦是の若きのみ、更に須らく高く着眼して看るべし、則ち了々として疑無からん云々と示した、(常應錄抄、年録)

吉保は月桂寺の碩秀にも、之を呈した、碩秀はかくの如く口に説くのみにては、這箇の一大事を了畢し得べからず、只見得底にては未だ相應せず

と評した、この後、碩秀とは尙屢往復して葛藤を重ねた、(常應錄鈔)

龍興寺の雲巖にも之を呈した、雲巖答へて、其冗劇悉忙の中に、間斷なく工夫を用うるを賞し、漸く其進歩せるを慶し、但其いふ所鐘の喩の如きは、好しは則ち好しとするも、猶是れ微細の思慮を離れず、其他の事も、皆好き意思なれども、何れも未だ途中の事にして、猶歸家穩座底の事に非ず、若し不圖われ知らず手を拍て呵々大笑する時節に到らば、その時こそ、始めて禪關を山の麓に顧みて、何れの時にか我身の透り過したるを思ふべし、若し能く須彌山の話頭に契は、自己の身心二六時中、一箇の須彌山、生も也た生に任し、死も也た死に任し、解脱自在にして衣冠の如來たらん、但し以上いふ所は、たゞ一場の戲論のみ、畢竟禪の一字は、太守の赤肉團の裡而已と評したこの頃、吉保は因みに、百年後は法衣を着けんこ

とを願ふにより、法衣一具を與へられよと乞うた雲巖乃ち岱首座を使として、七糸の七條緞子の座具、茶色の絹縹の道衣に、珠數を副へて送つた、吉保は書を遣つて之を謝し、併せてさきの諭示に對し厚く禮をのべた、

韋書拜誦岱首座へ傳言申入候袈裟並衣之義御免、致大慶候、殊掛落(絡)被下、別而過分之至候、不斷持佛堂に置、以後は常住之着用に可致し令満足候

一、禪之一字は、某赤肉一團之内而已し、先書に蒙仰徹心肝候、須彌山は則赤肉一體之工夫、於是疑問事も無之候、猶待時節候、誠恐頓首

七月廿六日

柳澤出羽守

保明(花押)

雲岩大和尚

尊報 (常應錄鈔、龍興寺文書)

元祿八年に、高泉が再び江戸に下つた、六月五日、吉保は之を私第に供養し、その所解を呈した、吉保の曰く、今和尚に向つて問ふべき没し、我即須

彌山、須彌山不變常應一切事と、高泉之を許し、其答ふる所機に契はずといふことなし、眞に法了事の人也と、更に一問を試みて曰く、山叟更に一問あり凡そ參禪學道の人は、必佛と成り祖と作らんと欲す、然るに趙州は、甚麼としてか佛の一字は亦聞くを喜ばずといふか、この意旨如何と、吉保答へていふ、佛の一字聞くを喜まざる無く、また聞くを喜む可き無し、佛の一字、直に我が分内、見聞動靜天地一般と、高泉この答を聞いて、大に之を稱揚し、眞に沒量大人、西來の大法これより流通すべき耳、山僧このたび重ねて江戸に來り、且つ病を得たるが爲めに、計らずも滯留に及び、大居士と相見するを得たるは、不思議の因縁なりと、讚歎した、七月八日に偈を寄せて、之を許可し、如意一枝を付し、ついでまた袈裟を授けた、樂只堂年録には、この前後高泉と往復の書簡詩篇の殘れるもの十二篇を集め載せてある、右の高泉との

問答について見るに、この頃吉保はその見處の上に、多少の進境を認むべきものがあつたのであらう、たゞかくの如く、其往復書類を集め、侍臣をして之を編せしめ、得々として自ら喜ぶの状あるが如きは、如何にもお大名氣質たるを免れないのである、殊にその書簡詩篇の中にも、亦例の振假名付のものあり、詩の文字の左側に、假名をわざと倒に付けて、向ひ側より讀めるやうにしたものゝあるのは、何の爲めか、是れ亦恐らくは妻妾にも見せる爲めではあるまいか、その高泉の書翰詩篇といふものも、諂諛の文句に滿ち、一見嘔吐を催すものがある、高泉は吉保の周旋によつて、紫衣を賜はつた、一たびは之を辭したが、吉保は更に勸めて、紫衣は五山沙門出世の盛典である、和尚は之を望まずとするも、黄檗山歴代住持の美觀である、大光普照國師隱元和尙の令嗣たるもの、この榮を有せざるべからずと、遂に之を受けしめ

た、之に對する高泉の謝狀の内に、將軍綱吉を菩薩の輪王身に現じたるものとし、吉保に對しては黄檗本山の神に柳大明神といふのがある、居士の姓柳澤にして、黄檗の大護法たり、蓋し大居士は即柳大明神の後身ならんとおだて上げた、吉保は之に答へて、柳大明神神號適々姓を同じうす、後身の説あるに因つて、書を受けて赧然の至にたへずと、まじめに答へたうちに、隠されぬ得意のさまが見られる、(常應錄鈔年錄)

高泉と相見の後、まもなく吉保は、その問答機縁を録して、雲巖に示した、六月十一日雲巖は書を寄せて、その見地の高く進んだのを喜び、高泉の許可も亦宜なりとし、但し高泉の筆語の趣を見るに、その平生力を工夫に用うることに篤きを聞いて、之を許されたのか、其語尙十分に契ひ得たりと允さるものあるが如く見える、是を以て再び佛の一字聞くを喜まずの話を擧げて以て試みた

雲岩大和尚

玉座下

のであらう、今太守の答話に、老僧も着語せよとの命を蒙るに任せて、之を書きつけおくるにより仔細に看られんことを請ふ、我則須彌山、須彌山不變常應一切事、個の一句、十年二十年行脚衲子も、容易に此の如きの一問を發する能はず、然りと雖も、中に就て、些子の不可あり、變も也た須彌山、不變も也た須彌山、常應一切事とせんには如かじ、若し此の如く徹底し去らば、十二時中大自在を得、生鐵鑄就底の漢にして、語默動靜、事々無礙、只是れ一箇の須彌山ならんと示した、(常應錄鈔)

吉保は書を寄せて之を謝した

昨日岱首座被指越候所、御戒有之、不遂對談候、先以御示徹眞實、難有仕合に候

某又謂、須彌山不變常應一切事、則變も是須彌山、然則常我須彌山、(中略)

六月十一日

川越侍徒

七月二日、また書を雲巖に呈した、その書は傳はらぬが、雲巖の答に、太守が高泉に對する答に佛之一字直ちに我が分内、乃至天地一般といへる見知は、誠に恰ふべし、このたびこそ、始めて高泉和尚の十分の印證を見ることができ、然し乍ら、山僧を以て見れば、尙遺憾なき能はず、太守若し老僧が書中に示す〇一圓相に少も疑ひなきに於ては、則ち眞に高泉和尚の所謂没量の大人であらう、高泉和尚が十分の印證を授けたるは、一片の老婆心であつて、惡辣の手段を施さざるは、一に太守が日々に進み、月々に漸みて古人穩密の田地に至らしめんとて、然かせしならん、されば高泉和尚の印證に満足して、一生參學の事了畢せりと思ひて休歇すること勿れといひ、更に之につけた書に、左の如くしるした、

佛の一字、見聞動靜、天地一般、即今識得する者、是れ何物ぞ、昔日何處より生じ、百年後何處に去る、若し此○圓相を識得せば、去處來處自ら分明ならん、若し恚麼ならば、則ち佛の一字我が分内外を論ぜず、佛は自ら佛、太守は自ら太守、柳は綠花は紅、豈言を容れんや、(常應錄鈔)

吉保は之に答へて、左の書狀を送つた。

御自筆御返札別而忝、殊蒙仰候趣、殊に徹心肝難有仕合候、存候様は不及筆頭候

○此圓相に無一點之疑、實に承當仕候哉被仰聞候

○可疑事もなく、又疑あり可申入様も無御座候

炎蒸周四海我獨清涼

重而一偈奉待候、以上

七月二日

川越侍從

雲岩大和尚

(龍興寺文書)

七月五日雲巖の答書に云ふ、承るに太守○圓相に於て一點の疑なしと、且炎蒸周四海我獨清涼なりとの言は、老僧の痒き處を抓きたり、這の我の

一字、佛の一字と同じく、是れ天地一般無二無別即是れ三世常住の我にして、人我對待の我には非ず、また一偈を求められたれども、我宗もと一法の示すべきなし、此外復た何をか言はん、總べて太守の赤肉團の心内にあるのみ、只だ其理を明むるは易く、之を受用することは難し、太守若し此めあてによつて、明は易く用は難しの語を以て長養せば、見地高朗機峰峻嶮にして、眞に鐵壁萬仞銀山千丈、天下の衲僧知らず退歩すること幾千萬歩なることを、囑々と、(常應錄鈔)

七月十六日、またさきの見解を金地院普濟に呈した、普濟は之に答へて、如上の工夫富貴叢中の窟窟に出づ、世間の順境に立てる裡より、かゝる工夫は出まじきに、まことに見處透徹せり、怠らず長養せば宜しからん云々と、普濟の答はたゞ通り一偏の挨拶に過ぎなかつたのである、(常應錄鈔)

九月に至つて、雲巖は遂に許可を與へ、即ちその投機因縁を録して、印證とした、その文に曰く

機關全透大居士、自幼年發心、會參問笠道先師、先師示以須彌山話、示寂之後、與山僧時々道話、爾來用於工夫幾乎十有餘年矣、或對諸禪師、談論玄旨、穿鑿話頭、諸禪嘆美證明、雖然禪機未忘、法見猶存、依之山僧肯之、一手搥、一手搦、公亦知非、而直欲到古人大休歇之地、其氣宇誠可貴矣、一日官務之暇、請山僧而懺悔道話、公云某甲既捉家賊、雖然未有日用自由之分、山僧云、求自由底之心、卽家賊了、公云如何、山僧拈扇子、公默而肯之、末後山僧云、如來有密語、迦葉不覆藏、會麼、公云意旨如何、山僧云、公若會得、迦葉不覆藏、公若不會、如來有密語、公到這裡、而大承當、得忘却機見云、和尚向某甲禮三拜、山僧云是豫之尋常所願望之那一言、餘者何言焉、公一笑矣、山僧云、莫認自己清淨身、一日嘆美之餘、書投機因縁而爲印證矣、又云、昔日授袈裟之偈、有喚爲大庚嶺頭衣之句、若重而付之、恰是錦上花乎、喝、

元祿八乙亥九月吉辰前正法山主底雲巖更

(常應錄鈔)

吉保の雲巖に對する歸依は特に厚かつた、暑中寒中の見舞はもとより、時々に進物には、蕨粉、南京蕎麥、龍眼肉、覆盆子、茶、薯蕷、芋のくき白梅酒、養老糕、海苔、柿、葡萄、桑酒、林檎、打栗、天王寺蕪等を送つた自筆書狀が、今に多く龍興寺に存する、何か珍しいものがあれば、必ず之を頒つたと見える、その疾にかゝつた時にも、醫を遣して之を診せしめ、また屢書を送つて之を尋ねた、その書まことに懇勸を極めて居る、その一例を左に示す

雲岩和尚今日之様體如何御座候哉、昨日同篇に候哉、快方に候哉、不快之方に候哉、委細承度存候、内所より見廻候而逢申度由、今朝も申候へ共、風強く候故、指留申候、明後日參候而も掛御目候事成可申候哉、明日參度こ申候へ共、水戸殿へ御臺様被爲成候故、道筋障

り可申哉。存候、其元様子次第、明後日參候様に可致候、奥申候は、折角參候而も指詰候而者、無詮存候間何こそ明日にも參度由に候御相談候而御申越待入候、將又槍重一組越申候、出家中へ御振廻候様に存候、序も候はば雲岩へ傳言頼入候、以上

三月六日

松 美濃守

龍興寺 岱首座

これは元祿十六年のもので、雲巖の危篤に迫つたときのことである、その師の病を憂ふる情の切なる様子がありくくと見える、雲巖はやがて左の

辭世を遺して、その月九日に寂した

老僧爲公蒙檀恩者幾乎二十年矣、加之、近頃老病逼躬醫藥昔問日幾度、誠親切丁寧、恰如父兄、如予禪和無眼、而將何報焉、欲說禪不會、欲談法不會法、不如以辭世一句、招羽林公之一笑

辭世云

涅槃生死 露柱懷胎

末後一句 鐵鉢三臺

雲岩全底

敬別

舊藩内外通債處分(上)

澤 田 章

一、序 言

明治四年七月廢藩を斷行せる結果、當時政府に於いては之が解決整理を要すべき幾多の問題は、